

参加停止措置に係る苦情申立て及び回答の内容

標記の件について、下記申立人より、立川市入札及び契約手続等に係る苦情処理手続要綱（平成18年立川市要綱第17号。以下「要綱」といいます。）第3条に基づく苦情の申立てがありました。

このことから、要綱第4条第1項の規定に基づき、書面により回答しましたので、要綱第5条の規定に基づき、苦情及び回答の内容を公表します。

1 苦情申立人

株式会社中村建築デザイン（東京都武蔵野市）

2 苦情申立て年月日

令和8年5月10日

3 苦情申立てに係る措置

立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）別表第2第13項「正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められる者」として講じられた参加停止措置（令和8年3月19日から令和9年3月18日までの12月）

4 申立ての趣旨及び理由

立川市が参加停止を行った理由は、立川市が提示した契約見直しによる減額案に対し苦情申立人が受け入れなかったことである。受け入れなかった原因は、その減額案の根拠が虚偽であること、また、それまでの協議内容を契約履行期限直前に立川市が反故したことである。よって、立川市が苦情申立人に行った契約解除、違約金、参加停止は不当であり、速やかな撤回を求める。

5 苦情申立てに対する回答

苦情申立人が施工者との関係性にかかわらず契約内容を完遂することは、工事監理業務委託受注者として当然の責務であり、それを前提として当市への競争入札参加資格登録及び契約受注をすべきです。施工者との関係性を理由とした履行放棄は到底許されず、契約当事者間の信頼関係を大きく害するもので、正当な理由には該当しません。したがって、本件措置の撤回には応じられません。